

関市観光協会写真貸出システム・フォトライブラリーに関する規程

(目的)

第1条 関市観光協会所有の写真（以下、写真）は、関市の『観光振興』を目的とした広報活動に利用していただくため、無料で貸し出しするものとする。

(使用手続)

第2条 写真の使用を希望する者は、必要事項を記入して登録すれば、無料で使用することができる。

(著作権の帰属)

第3条 写真の著作権は、関市観光協会及び写真提供者に帰属する。

(使用条件等)

第4条 写真の使用条件は以下のとおりとする。

- (1) 著作権法上認められた例外を除き、無断で転載、複製、販売、貸与することは禁止する。
- (2) 1回の許諾につき1回のみ使用に限り、二次使用を禁止する。
- (3) 使用用途は関市の観光振興に寄与するものとし、関市のイメージを損ねるような使用は禁止する。
- (4) 過度の画像処理や画質低下を招く拡大など、当初の写真の持つイメージを変えるような使用は禁止する。
- (5) 写真の使用にあたっては、『写真提供 関市観光協会』と表示しなくてはならない。
- (6) 写真被写体である刀匠及び鶴匠に関する肖像権及び円空仏などの所有権は含まれていないため、使用する場合は当協会に別紙申請書を提出すること。
- (7) 著作権、肖像権、二次使用等で万一トラブル等が発生した場合は、利用者及び使用者の責任とし、当協会は一切の責任を負わないものとする。

(完成物の提出)

第5条 写真を使用した場合は、その完成品を関市観光協会へ提出しなければならない。印刷媒体の場合は完成物を1部提出、インターネット媒体の場合はURLを、テレビなどの電波媒体の場合は放送日を連絡するものとする。

(許可の取り消し)

第6条 内規に違反していると認められる場合は、許可を取り消すことができる。また内容によっては、著作権侵害による損害賠償等の対象になることがある。

(個人情報の管理)

第7条 利用者から提供された個人情報は、目的以外に使用することや第三者に提供することはない。

附 則 この規程は、平成21年3月2日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年12月15日から施行する。